

品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱

制定	平成 17 年	4 月	1 日	要綱	85 号
改正	平成 21 年	4 月	1 日	要綱	189 号
改正	平成 22 年	11 月	12 日	要綱	124 号
改正	平成 24 年	5 月	17 日	要綱	129 号
改正	平成 27 年	3 月	27 日	要綱	223 号
改正	平成 27 年	8 月	4 日	要綱	451 号
改正	平成 28 年	7 月	1 日	要綱	233 号
改正	平成 29 年	6 月	1 日	要綱	117 号
改正	令和 2 年	4 月	1 日	要綱	84 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区が、東京都が実施する「東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金交付事業」への補助金制度を活用して、商店街等が防犯設備を整備し、防犯対策の向上を図る当該地域に対して、防犯設備の整備に対する事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「商店街等」とは、商店街および商店街の連合会をいう。
- (2) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に該当するもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売業またはサービス業に属する事業者の相当数が接近してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人または車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (3) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
 - ウ 品川区商店街連合会
- (4) 「防犯設備」とは、一定区域における犯罪の抑止または犯罪被害の防止に資するために固定して設置される、防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機

器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産または公有財産の保護、管理等に供されるものは除く。

(5) 「補助事業者」とは、補助事業を実施する商店街等をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、商店街等が防犯対策の一環として防犯設備を整備する事業（以下「補助事業」という。）に必要な別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、次に掲げる全ての条件を満たし、かつ区長が必要と認めたものについて、予算の範囲内において補助事業者に対し交付するものとする。

ただし、別途定める品川区地域見守り活動事業に対する補助金要綱の防犯設備補助事業（連携事業）を実施する商店街等は対象外とする。

(1) 防犯に関する地域活動を以後5年間継続することが見込まれる事業であること。

(2) 当該地域の住民の合意形成がなされている、または事業開始までにその見込みがある事業であること。

(3) 申請した年度内に完了できる事業であること。

(4) 防犯カメラの設置運用を含む事業について

ア 運用基準が定められていること、または運用開始までに定められる見込みがあること。

イ 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

ウ 映像又は音声の記録について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとすることなど、厳正な管理を行うこと。

エ 映像又は音声の記録の保管期間は、1週間程度とすること。

オ 外部に記録を提供し、または閲覧させるときは、法令等に基づくときまたは捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。

(5) 防犯設備を占用許可等が必要な箇所に設置する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること、または受けられる見込みがあること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費および算定基準は、別表のとおりとする。ただし、これにより難い場合には区長が別に定めることができる。なお、以下に掲げる経費については、交付の対象としない。

(1) 修繕、保守および清掃等に係る経費

(2) 消耗品の交換に係る経費

(3) 電力の供給その他当該防犯設備の機能を維持するために要する経費

(4) 土地の取得、造成、補償、使用に係る経費

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 定款または規約
- (2) 会員名簿
- (3) 最新の総会資料（収支決算書・予算書、活動報告書・計画書等）
- (4) 当該事業実施を決定した議事録
- (5) 実施する事業に関する仕様書・見積書等
- (6) 道路占有許可書および道路使用許可書
- (7) 設置予定場所の地図
- (8) その他区長が必要と認めた書類

2 前項の交付申請書添付資料のうち、(6)について申請時までに用意することができない場合は、当該事業における工事着手前までに取得し、取得後速やかに提出すること。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付に付すべき条件)

第7条 区長は、補助金の交付決定に関して、次の条件を付することができる。

- (1) 補助金対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- (2) 取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (3) 取得財産等を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨およびその後の対策について報告すること。
- (4) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、もしくは譲り渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (5) 区長の承認を得て取得財産等を処分する場合であって、処分により収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (6) 補助事業の完了後、区長から要求があったときは、事業内容等について報告すること。ただし、報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理および処分)

第8条 前条第4号の規定による承認を受けようとする補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものについては、区長が別に定める期日までに予め取得財産処分承認申請書（第3号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第6条の交付決定の内容または第7条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付を申請した年度内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（第4号様式）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合または中止しようとする場合には、予め変更等承認申請書（第5号様式）を区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。

(事業実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 契約書の写し（内訳書も含む）
- (2) 納品書の写し
- (3) 補助対象経費の請求書および領収書の写し
- (4) 口座振込控えの写し
- (5) 設置完了場所の地図
- (6) 事業内容のわかる写真
- (7) 運用基準（管理運用規定）
- (8) 道路占用許可書および道路使用許可書（申請時未提出の場合）

(完了検査)

第13条 区長は、補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、これに協力しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は第12条の規定による事業実績報告および前条の規定による

完了検査の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助事業に要した経費により算出した金額または第4条の規定に基づく補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条第1項により補助金の確定通知を受けたときは、速やかに補助金請求書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第16条 区長は、前条により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 補助対象経費により取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (4) 正当な理由がないにもかかわらず、申請した年度内までに事業を完了することができないと見込まれるときまたはその遂行が困難となったとき。

（補助金の返還）

第18条 区長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成17年度の補助事業実施に係る前年度の事前協議については、第5条

の規定にかかわらず、これを必要としない。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年11月12日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年 5月 17日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 8月 4日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年 7月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年 6月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>防犯カメラ(モニター・録画装置等を含む)、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備の整備(購入、賃借※、取付等)に係る経費。</p> <p>また、補助対象経費により整備した上記の設備については、事業の完了した日の属する会計年度終了後、7年を経過し、かつ次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、更新(購入、賃借、取付、撤去等)に係る経費を対象とする。</p> <p>ただし、経過年数については、やむを得ない事情により更新の必要性があると区長が認める場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)整備後の防犯活動が継続的に行われていること。 (2)モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費でないこと。 (3)設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。 (4)通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。 <p>※賃借の場合は設置初年度分の賃借に係る経費を対象とする</p>	5/6(更新については2/3)	<p>1事業あたり 750万円(更新については600万円)</p> <p>※防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備(撮影機能を有さない防犯カメラも含む。)の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業については、この限度額を設けないこととする。</p> <p>※特段の事情がある場合は、区長が別に額を定めることができる。</p>

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名

代表者名

住所

印

年度品川区防犯設備の整備に対する補助金交付申請書

品川区防犯設備の整備について、下記のとおり事業を行いたく補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業名 防犯設備整備事業

2. 補助事業に要する経費および補助金交付申請額

(1) 補助対象事業費総額 金 _____ 円

(2) 補助金交付申請額 金 _____ 円

3. 事業の内容 別紙のとおり

4. 添付書類

- (1) 定款または規約
- (2) 会員名簿
- (3) 最新の総会資料（収支決算書・予算書、活動報告書・計画書等）
- (4) 当該事業実施を決定した議事録
- (5) 実施する事業に関する仕様書・見積書等
- (6) 道路占有許可書および道路使用許可書
- (7) 設置予定場所の地図
- (8) その他区長が必要と認めた書類

別紙

(1)補助事業名	防犯設備整備事業				
(2)補助事業者 (商店街等名称)					
(3)事業の目的・概要 (設置する防犯設備、場所、台数等)					
(4)事業の必要性					
(5)期待される効果					
(6)事業の実施方法 ①実施スケジュール ②実施方法					
(7)事業に要する経費					
総事業費 外 経費	補助対象 外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分		
			都補助金	区補助金	自己負担 額
円	円	円	円	円	円
<自己負担額内訳>					
区分	金額		左の説明		
積立金	円				
負担金	円				
借入金	円				
その他	円				
計	円				
(8)既に設置されている防犯設備 (場所および個数)					

第2号様式（第6条関係）

年　　月　　日

様

品川区長

印

年度品川区防犯設備の整備に対する補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった標記の事業について、品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1. 補助金交付決定額　　金_____円

2. 補助事業の内訳　　下記のとおり

補助事業名	補助対象経費	補助金額
防犯設備整備事業	円	円

3. 補助条件

別紙のとおり

別紙

補助条件

- (1) 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときはこの通知を受けた日から 14 日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- (3) 補助事業が当該年度内に完了することができないと認められるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに品川区防犯設備の整備に対する補助事業遅延等報告書（第4号様式）を区長に提出し、その指示を受けること。
- (4) 事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとするとき、または中止しようとするときには、予め品川区防犯設備の整備に対する補助金に係る補助事業の変更等承認申請書（第5号様式）を区長に提出するものとする。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を区長に提出するものとする。
- (6) 区長から補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を求められた場合、その指示に従うこと。
- (7) 以下のいずれかに該当する場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがある。
 - ・ 交付決定内容または付した条件に違反したとき。
 - ・ 法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (9) 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
- (10) 取得財産等を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は区長にその旨およびその後の対策について報告しなければならないこと。
- (11) 取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (12) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、もしくは譲り渡し、または債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (13) 取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (14) 補助事業の完了後、区長から要求があったときは、事業内容等について報告すること。ただし、報告義務を負う期間は、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。
- (15) その他特に区長が定めた条件

()

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名

代表者名

住所

印

年度品川区防犯設備の整備に対する補助金の取得財産処分承認申請書

品川区防犯設備の整備に対する補助金に係る所得財産処分について、品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 2 処分予定の取得財産等の取得価格および時価
- 3 処分予定の取得財産等の設置場所
- 4 処分予定方法
- 5 処分予定理由

第4号様式（第10条関係）

年　　月　　日

品川区長 あて

団体名

代表者名

住所

印

年度品川区防犯設備の整備に対する補助金に係る補助事業遅延報告書

年　　月　　日付　　により補助金交付決定通知のあった
標記の事業について、品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱第10条の規
定により下記のとおり報告します。

記

1 事業の進捗状況

2 事業遅延等の内容および原因

3 事業遅延等に対する措置

4 事業完了の予定

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名

代表者名

住所

印

年度品川区防犯設備の整備に対する補助金に係る補助事業の変更等承認申請書

年 月 日付 により補助金交付決定通知のあった
標記の事業の内容を、品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

1. 団体名

2. 補助事業名 防犯設備整備事業

3. 補助金交付決定額 金 _____ 円

4. 変更(*中止)の内容

5. 変更(*中止)の理由

第6号様式（第12条関係）

年　　月　　日

品川区長　あて

団体名

代表者名

住所

印

年度品川区防犯設備の整備に対する補助金に係る補助事業実績報告書

年　　月　　日付　　により交付決定通知のあった標記事業が完了したので、品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1. 補助事業名　　防犯設備整備事業

2. 交付決定金額　　金_____円

3. 事業実績額　　金_____円

4. 補助事業の実績

別紙のとおり

5. 添付書類

- (1) 契約書の写し（内訳書も含む）
- (2) 納品書の写し
- (3) 補助対象経費の請求書および領収書の写し
- (4) 口座振込控えの写し
- (5) 設置完了場所の地図
- (6) 事業内容の分かる写真
- (7) 運用基準（管理運用規定）
- (8) 道路占有許可書および道路使用許可書（申請時未提出の場合）
- (9) その他区長が必要と認めた書類

別紙

(1)補助事業名	防犯設備整備事業				
(2)補助事業者 (商店街等名称)					
(3)事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで					
(4)事業の具体的な内容					
(5)事業実施後の効果					
(6)事業の成果物の内容					
(7)事業に要する経費内訳					
総事業費	補助対象外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分		
			都補助金	区補助金	自己負担 額
円	円	円	円	円	円

第7号様式（第14条関係）

年　　月　　日

様

品川区長

印

年度品川区防犯設備の整備に対する補助金交付確定通知書

年　　月　　日付で実績報告のあった　　年度品川区防犯設備の整備に対する補助金について下記のとおり確定する。

記

1. 補助金交付確定額　　金_____円

2 補助事業の内訳　　下記のとおり

補助事業名	補助対象経費	補助金額
防犯設備整備事業	円	円

3. 補助条件

別紙のとおり

別紙

補助条件

- (1) 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときはこの通知を受けた日から 14 日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- (3) 補助事業が当該年度内に完了することができないと認められるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに品川区防犯設備の整備に対する補助事業遅延等報告書（第4号様式）を区長に提出し、その指示を受けること。
- (4) 事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとするとき、または中止しようとするときには、予め品川区防犯設備の整備に対する補助金に係る補助事業の変更等承認申請書（第5号様式）を区長に提出するものとする。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を区長に提出するものとする。
- (6) 区長から補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を求められた場合、その指示に従うこと。
- (7) 以下のいずれかに該当する場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがある。
 - ・ 交付決定内容または付した条件に違反したとき。
 - ・ 法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (9) 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
- (10) 取得財産等を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は区長にその旨およびその後の対策について報告しなければならないこと。
- (11) 取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (12) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、もしくは譲り渡し、または債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (13) 取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (14) 補助事業の完了後、区長から要求があったときは、事業内容等について報告すること。ただし、報告義務を負う期間は、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。
- (15) その他特に区長が定めた条件

()

第8号様式（第15条関係）

年　　月　　日

品川区長　あて

団体名
代表者名
住所

印

年度品川区防犯設備の整備に対する補助金の請求書

年　　月　　日付　　により確定した　　年度品川区防犯
設備の整備に対する補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名　　防犯設備整備事業

2. 請求額　　金_____円